



Title	『藤原保則伝』覚書：“悪吏”の描写を手がかりに
Author(s)	河野, 友哉
Citation	研究論集, 20, 39 (右) -51 (右)
Issue Date	2021-03-31
DOI	10.14943/rjgshhs.20.r39
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/80798
Type	bulletin (article)
File Information	17_rjgshhs_20_039-052_r.pdf



[Instructions for use](#)

『藤原保則伝』 覚書

— 悪吏の描写を手がかりに —

河野友哉

要旨

三善清行が延喜七年に著した『藤原保則伝』は、地方官として備中・備前・出羽・大宰府などで活躍した「良吏」藤原保則の事績を記す、漢文体の伝記である。従前の研究史においては、作品の叙述は主として「良吏」保則の側から分析されることがほとんどであったが、作中にはその対極にある「悪吏」も描かれていることに注目し、その「悪吏」を俎上に載せようとするのが本稿である。かかる「悪吏」の描写を、先行研究にも拠りつつ具体的に検討してゆくと、わずかな罪や不法行為にまで目を光らせて恐怖政治を行う者や、私利私欲を満たすために苛酷な徴税に走る者など、まさに「悪吏」と呼んで然るべき悪政の様子が看取される。前者はその恐怖政治を以てしても何らの功も上げ得ず、儒教的な徳治では当然無いが、律令的な法治とも到底言い難いものであり、後者はその強欲さ・貪欲さという一点において、一〇世紀初頭に新たに立ち現れてきた「受領」に近い存在と言うべきであった。そして、いずれの場合においても、(国司の個人的な素養や道徳性の如何といった属人性が問われなくなっていく)という社会変動がその背景に潜んでいるように思われる。かように考えてみると、本稿で取り上げた「悪吏」たちは、古代的な地方支配の要であった国司の属人性が無効化されていった時代を象徴する存在として描かれており、その点にこそ彼ら「悪吏」たちの意義が求め得るのではなからうか。その上で、作者清行は、漢籍の表現に範を取りつつも単なる断章取義に留まらず、当時の我が国が直面していた「古代的な地方支配の不可能性」という問題の一端を『保則伝』のテキスト上に具現せしめたのだ、と言うことも決して不可能ではないのである。

緒言

『藤原保則伝』（以下『保則伝』）は、延喜七（九〇七）年に三善清行が著した漢文体の人物伝である。その内容としては、平安前期の良吏・藤原保則の事績を語るものであり、地方官として備中・備前・出羽・大宰府などの諸地方にて活躍した功績に特に多くの筆が費やされている。本稿は、この『保則伝』を組上に載せ、いささかの卑見を開陳しようとするものである^①。

一 研究史と問題意識——良吏への注目——

さような『保則伝』の研究史について、議論の前提となる通説を紹介しておこう。それは、以下の三点に集約される^②。

○史実を超えた潤色によって、儒教的律令官人の理想像を形成し、表現しようとした。

○その潤色には経書や中国正史、世俗小説といった漢籍が下敷きになっていく。

○それら漢籍の表現による保則の顕彰は常套的なもので、類型性を脱し得ていない。

右に掲げた先学の指摘は、主として良吏たる保則の側から、『保則伝』という作品の叙述を分析したものである。

だが、この『保則伝』に描かれているのは、儒教的徳治（＝徳化）を施す良吏保則だけではない。詳細な検討は二以降に譲るが、

徳化などとはあまりに程遠い、悪政に及ぶ地方官——良吏——たちの姿も複数描き出しているのだ。稿者が注目したいのはまさにその点なのだが、なぜ良吏に注目するのか、その問題意識を説明しておきたい。

『保則伝』においては、自身の徳を以て民を治め、地域を統治する良吏として保則が顕彰される一方、彼の事績を具体的に語る際に、その地方の前任者の悪政ぶりが描写される場面も見られる。この点に関しては、早くから今井源衛氏の（傍線は引用者が私に付したものである。以下、特に断りなき限り同様）、

三善清行が延喜七年、官人の亀鑑ともいべき保則の事蹟や人となりを顕彰し、もって政道に資せんとの意をもって筆をとったものであるが、……（中略）そして、その理想像を描き出すに当たっては、作者はそれと対照的な破廉恥な地方官とその紊乱した政治の実情とを暴露布置するのである。

という指摘^③があり、袴田光康氏も、

こうした保則の善政は前任者たちの悪政と極めて対照的に描かれており、そこに律令国家の現状に対する清行の危機意識を窺うことができる。

と、同様の見解を述べる^④。また、日本史学の側からは阿部猛氏の、前任の守朝野貞吉は「以苛酷而治之」め、郡司の小罪にたいしてもみな「着鉗鉢」し、人民の少しの科も宥さず、捕え、殺し、「因徒満獄、仆骸塞路」という有様だったという。これは、つぎの保則の治績を称揚するための誇張された表現ではあろう

が、保則は貞吉の「苛酷」の政にたいして「仁政」をもって臨んだ。

という分析^⑤も見られる。

かくして、保則の善政と前任者の悪政とが相互補完的に描き出されているという「読み」は、今日に至るまでしばしば行われてきたものであることが理解されよう。

無論、学術における正当性や妥当性は、決して多数決で決められるべき類のものではないのだが、そもそも「良吏」と「悪吏」とは、往々にして歴史叙述の中で対比的に描き出される存在ではなかったか。司馬遷が『史記』において「循吏列伝」と「酷吏列伝」とを併記してから、それは『漢書』・『後漢書』にも受け継がれた^⑥。かような中国正史の目録の在り方に鑑みても、「良吏」と「悪吏」とを並べ、対比的ならしめるのは、歴史叙述の方法の一つであると了解されよう。

また、テキスト理解の問題として考えてみても、前任者が悪辣な統治を行えばこそ、後任の善政や徳治がより一層際立つのではなからうか。そして、個人顕彰を主たる目的とする（伝記）という作品様式であればなおさら、時として誇張をも辞さずに強調が加えられるであろうことは想像に難くない。

以上のことを踏まえれば、やはり保則の善政と前任者の悪政とは対比的かつ相補的に描き出されている、と見るのが妥当であり、さような見方は、とりもなおさず『保則伝』の作品としての主題を「悪吏」の描写から導き出すということにはかならない。もちろん『保

則伝』の主題は「悪吏」のみに留まるものではないが、その一つとして重要な位置を占めるのは確かだろう。今述べたことが、本稿が「悪吏」に注目する問題意識なのである。

二 「悪吏」の具体相①——強権的な恐怖政治——

いささか前置きが長くなったが、本節及び次節においてテキストを具体的に検討し、「悪吏」たちの姿を白日の下に晒そうと思う。説明の都合上、節を分かつことを諒とされたい。

①備中国司「朝野貞吉」

（巻首闕文）早、田畝尺荒。百姓飢饉、□□相望。群盜公行、邑里空虚。英・賀・哲多兩郡、在二山谷間一、去レ府稍遠。郡中百姓、或劫掠相殺、或逋レ租逃散。境内丘墟、無レ有二单丁一。

前守朝野貞吉、以二苛酷一而治レ之。郡司有二小罪一者、皆着二

鉗鈇一、人民犯二纖毫一者、捕案殺レ之。囚徒滿レ獄、仆骸塞レ路。

（統群書類従・65～66頁）

備中国での前国司・朝野貞吉をめぐる記述だが、「前守朝野貞吉、……」より前に記されているのは国内の荒廢した状況であり、「前守朝野貞吉、……」以降の記述がその悪政を語る部分である。貞吉の統治は「苛酷」なものであったが、それは具体的に言えば、郡司の小さな罪を厳しく断罪し、人民のわずかな不法行為も厳しく取り調べ死に至らしめるという恐怖政治にほかならなかった。特に、「郡司は小さき罪有らば、皆鉗鈇を着け」と説明される「鉗鈇」の意味

は、『思想大系』^⑧が既に指摘している通り（鉄製の）（首枷と足枷）である。これは「獄令」流徒罪条に、

・凡流徒罪居作者、皆着「鉄若盤枷」。（思想大系・460頁）

と記されるごとく、徒罪以上の罪を犯した囚人に課される刑罰（労役）のための道具。「小罪」との不相応さに、その苛政の甚だしきを見て取ることは容易であり、かくのごとき統治を行う国司は、悪吏と呼ばねばならない。

前述の通り、この『保則伝』には漢籍——主として儒教文献・史書——を典拠とした潤色が多く見られることが既に先学によつて指摘されているが、なかならず『思想大系』による注釈は、『保則伝』研究史の上で一つの到達点を示すものと言つても大過ないほど、該博なものである。その指摘を一つ一つ取り上げるわけにはいかないが、ここで、本文引用末尾の「仆骸」に関して、『思想大系』が典拠として指摘するところに耳を傾けてみたい。

○仆れし骸… 後漢書、酷吏伝「故乃積骸滿レ筭、漂血十里」

（補注）

右に掲げた箇所であるが、

・故臨レ民之職、專事「威断」、族「滅姦軌」、先行後聞、肆レ情剛烈、成「其不」撓之威、「違」衆用レ「己」、表「其難」測之智。「至」

於重文横入、為「三」窮怒之所「遷」及「一」者上、亦何可「二」勝言「一」。故乃積レ骸滿レ筭、漂レ血十里。致下温舒有「二」虎冠之吏「一」、延年受中屠伯之名上、豈虚也哉。

（『後漢書』酷吏伝／吉川忠夫訓注『後漢書』⑨・58頁）

という、『後漢書』酷吏伝の冒頭部である。この冒頭部は酷吏個々の事績を記すに先立って、後漢という王朝の地方政治において酷吏が一体いかなる存在だったのかをまず初めに語る部分だ。

「悪吏」朝野貞吉をめぐる描写の中に、中国正史の酷吏伝による表現的影響を看取る『思想大系』の指摘は、正鵠を射たものだろう。「仆骸」について、前掲の『後漢書』酷吏伝がその典拠として作者清行の脳裏に浮かんでいたのだろうということも、なるほど頷ける。

朝野貞吉による恐怖政治で死に至らしめられた者たちの「骸」が、「仆」れた状態で道に充ち満ちている様子を描いているのだ。

その『後漢書』酷吏伝だが、前掲の冒頭部はいわば総論であつて、その後各人の事績を語る記述が個々に設けられており、総論に対する各論的の性格を持つ。以下にその各論のいくつかを取り上げ、個々の様子を伺つてみたい。

・後江夏有「劇賊」夏喜等「寇」乱郡境、「以」宣為「二」江夏太守「一」。到「界移」書曰、「朝廷以「三」太守能禽「姦賊」一、故辱「三」斯任「一」。今

勒「二」兵界首「一」。檄到、幸思「二」自安之宜「一」。喜等聞、懼即時降散。

（同酷吏董宣伝／同⑨・61頁）

・徵拜「洛陽令」一。下車、先問「二」大姓主名「一」。吏数「二」閭里豪強「一」以對。紆厲「声怒」曰、「本問「三」貴戚若「馬・竇等輩」一。豈能知「二」此壳菜傭乎」一」。於「是」部吏望「風旨」一、争以「激切」為「レ」事。貴戚踟躕、京師肅清。

（同酷吏周紆伝／同⑨・73頁）

・朝廷擧「能」、遷「蜀郡太守」一。先太守李根年老多「悖政」一、百姓侵冤。及「昌到」一、吏人訟者七百余人、悉為斷理、莫「レ」不得

所。密捕^二盜帥一人^一、脅使^レ條^二諸県強暴之人姓名・居
処^一、乃分遣掩討、無^レ有^二遺脱^一。宿惡大姦、皆奔^二走他境^一。

(同酷吏黃昌伝／同⑨・77頁)

容易に見て取れようが、右に引用した酷吏たちは、盜賊を撃退したり、部内の肅清に成功したりと、その恐怖政治によって何らかの功を上げ得ている。すなわち彼らは、強権的な支配を代価として、治安維持に(一定程度)成功する地方官なのだ。

ところで、さる強権的な酷吏像は、我が国においても、『律令』に下支えされたものではなかっただろうか。袴田光康氏は、六国史の「良吏伝」について精緻な分析を行い、「考課令」国司之最条・国郡司条に示される「肅清所部」・「強濟諸事」という、国司に求められる功績を確認した上で、以下のごとく述べる。

儒教的良吏像とは別に、律令的規範性に基づいた実践的良吏像が、「良吏伝」には反映されていると考えられるのである。……(中略)。毅然とした強い態度で民衆を導き、実益を上げること
で民衆の「悦服」を勝ち得た首名(引用者注、奈良時代の官吏・道首名が、「勘当」を加えるなどの強権的手法によって地方支配を行ったこと)は、まさに「強濟」「肅清」という律令の思想を体現した良吏として描かれているわけである。考課令の「撫で養ふこと」が、徳治主義に基づきながらも実際には律令国家の要請に従順な良民を育成することであった以上、律令的規範性に応えるために、良吏は時に武断的側面も持つことになる^⑩。氏は、奈良から平安前期に現れる「良吏」の分析を通して、その

範型を「儒教的良吏像」と「実践的良吏像」とに大別し、さらに後者について、「この律令の実績主義は、国益と私欲の間で良吏も酷吏も紙一重であり、その危ういバランスを失うと、忽ち酷吏として愁訴されてしまうことを意味した」と評価する。

かように考えてみれば、先程『後漢書』から挙げた酷吏と袴田氏の言う「実践的(律令的)」な官吏とは、強権的支配によって功を上げ得る存在であった点において、同根の存在だと言えはしないだろうか。この点は、石母田正氏が、

律令という法典自体が、儒家の原理からは生れず、法家の国家論を土台にしていること、奈良時代の詔勅に『管子』の思想の影響がみられることも想起すべきであろう(律令制国家の政策の基礎にある論理や思想を、單純に儒家思想とみなしてきた従
來の見解は再検討すべきである)。

と早くも看破している^⑩通り、そもそも『律令』というものが根本に法家的性格を抱えていたことにも関わってくる。

話を『保則伝』に戻そう。かような『後漢書』の酷吏や『律令』の示す「実践的」官吏に比して、朝野貞吉はと言えば、「群盜公行」と記されているところを見ても、残念ながら国内の治安維持に成功した感は全くと言って良いほど見受けられない。その点において、彼の強権的かつ法治主義的な支配は完全な失敗を呈していると言わざるを得ない。儒教的な徳治も行われず、律令的な法治も為し得ない、そうした備中国の実情を清行は描き出しているのだ。

三 悪吏の具体相②——強欲な収奪者——

前節に引き続き、本節でも「悪吏」の具体相を検討する。その二人目だが、記述が三箇所に分散しているため、便宜的に [a]・[b]・[c] とアルファベットを付した。

[c] ②秋田城司「良岑近」

[a] 公曰、「蝦夷内附以来、欲二漸二百年」。畏三服朝威一、無レ有二寇逆一。如レ聞、**秋田城司** 良岑近者、聚斂無レ厭、徵求万端。故置レ怨積レ怒、致二叛逆一。……(後略)。」

(統群書類従・68頁)

[b] 於レ是夷虜叩頭拜謝云、「異時**秋田城司**、貪欲暴横、谿壑難レ填。若毫毛不レ協二其求一者、楚毒立施。故不レ堪二苛政一、遂作二叛逆一。……(中略)。」

(同・69頁)

[c] 良岑近者、貪叨賊穢、致二此寇乱一。而亦無二懲惡之典一。……(同・70頁)

各々の記述を確認する前に、秋田城司・良岑近という人物に関して少し触れておくが、その名前は現存するどの文献・史料にも見出すことが出来ない。加えて、群書類従本には「良岑近者」という傍記を付された本文が伝えられており、高橋富雄氏が夙に指摘する¹²⁾ごとく、意図的に良岑氏の系図から削除された可能性も、あるいは何らかの本文的問題を抱えている可能性も、いずれも否みがたい。ひとまず、本稿において疑惑の「者」は、主題提示の係助詞「は」と訓むものと見なし、良岑近という名の秋田城司の存在を想定して

議論を進めたい。

[a] で、良岑近は「聚斂するに厭ふこと無く、徵求するに万端なり」という統治を行ったがために、民の怨みと怒りを買ひ、元慶の乱を起こさしめるに至ったと明かされる。中でも「聚斂」という表現だが、『思想大系』は以下のように解し、その典拠に言及する。

○聚斂斂むる 重税を徵収する。(頭注)

○聚め斂むる 論語、先進「季氏富二於周公一。而求也為レ之聚斂。而附二益之一」(孔安国注、再求為二季氏宰一、為レ之急二賦税一也)。(補注)

『思想大系』が典拠として挙げている『論語』先進篇について、その注・疏まで含め、改めて以下に引こう。

・經 季氏富二於周公一。而求也為レ之聚斂。而附二益之一。注 孔子曰、再求為二季氏宰一、為レ之急二賦税一。經 子曰、「非二吾徒一也。小子鳴レ鼓而攻レ之可也。」疏 正義曰、此章夫子責三再求重二賦税一也。……(中略)【而求也為レ之聚斂。而附二益之一】

者、時再求為二季氏家宰一、又為レ之急二賦税一、聚二斂。財物一而陪附助レ益二季氏一也。

(『論語』先進ノ「重葉宋本十三經注疏附校勘記」¹³⁾・98頁)

孔子の弟子・再求が「聚斂」していることへの批判だが、『十三經注疏』に載せる孔安国注や邢昺疏によつて、「賦税を急にす」「賦税を重くす」ることが即ち「聚斂」であると難なく理解できよう。

また、日本の例では、

・近得二飛語一云、「彼吏」、或擊レ目閉レ口、似二避レ時之人一。或

忘レ恥貪レ財、為レ聚斂之**吏**。府司国宰、莫レ不悲傷。若如レ此不レ變、恐嚙レ齊不レ及。

(『日本文徳天皇実録』仁寿二年二月八日／国史大系・37頁)

が求め得るが、より直接的で、分かりやすからう。「恥を忘れ財を貪」って「聚斂の吏と為る」のであり、とどのつまり、それは徴税に腐心する役人の姿だ。

b においても良峯近の際限ない強欲さと悪辣さが描かれているが、とりわけ語句・表現レベルで検討すべきものはないから、**c**に移る。良峯近は「貪叨賊穢にして」この元慶の乱を引き起こしたにも関わらず、何らの裁きも受けなかったのだと語られるのだが、その「貪叨」について、『思想大系』の、

○貪叨 貪欲。むさぼる。

(頭注)

という理解は的確だと思われるし、その典拠として、

・(孫氏ノ) 冒レ名而為レ侍中・卿・校尉・郡守・長吏一者十余人、皆貪叨凶淫。各遣私客一籍一属富人一、被以他罪一、閉レ獄掠拷、使二出レ錢自贖一、貨物少者至二於死徒一。

(『後漢書』梁冀伝／吉川忠夫訓注『後漢書』⑤・167頁)

を補注に掲げているのも、肯うべき判断だと思われる。その他も別段異議を差し挟む余地はないが、「貪叨」の類例として、「貪饜」(「饜」も(むさぼる)の意)の例を一つ取り出してみよう。

・天下**吏**以レ不レ得レ奉禄一、並為二姦利一、**郡尹**県宰一、家累二千金一。莽下レ詔曰、「詳考、始建国二年胡虜猾レ夏以來、

諸軍吏及縁辺吏一、大夫以上為二姦利一、増レ産致レ富者一、収二其家

所レ有財産五分之二、以助二辺急一。」公府士馳伝二天下一、考二覆貪饜一、開吏告二其将一、奴婢告二其主一、幾以禁レ姦、姦愈甚。

(『漢書』王莽伝下／和刻本正史②・103頁)

これもまた、私利私欲を満たすために収奪に及ぶ役人の様がよく示された叙述であり、さような役人の財産を徴収することで辺境の危機を救わんとする。さる文脈において、「貪饜」な者達を「考覆」する(考え調べる)と言っているのだ。

以上、反乱を起こさしめるほどの良峯近による苛酷な徴税・収奪の実態がありありと浮かび上がってくるが、その苛酷さの目的は、私利私欲を満たさんとするために他ならないだろう。

そして、次に掲げる③が最後の「悪吏」となる。

③出羽国(姓名不詳)

此国、民・夷雜居、田地膏腴。土産所レ出、珍貨多端。**豪吏**并兼、無レ有レ紀極一。私増二租税一、恣加二徭賦一。又権門子年来求二善馬・良鷹一者、猥聚如レ雲。辺民愚朴、無レ知二告訴一、唯随二其求一、不レ言二煩費一。

(続群書類従・69頁)

出羽国の「豪吏」としか書かれておらず、その名前を知ることはい出来ない。だが、姓名こそ不詳ながらも、「土産の出づる所、珍貨他端なり」という出羽国の特色があり、それを「豪吏」が「并兼」して「紀極有ること無し」という実情が明確に示されている。力を持った富裕な役人が、留まることなく「并兼」したことが窺えるが、それは一体いかなる振る舞いだっただろうか(註)。

・時国王驕奢、不レ遵二法度一、又多二豪右并兼之家一。**注**漢書曰、

魏郡豪右李竟。文類曰、有^二權勢^一豪右大家也。漢書曰、禁^二兼并之塗^一。李奇曰、謂「大家役^二小民^一」、富者兼役^二貧民^一」也。

〔『文選』張衡「四愁詩四首」序／『文選 附考異』¹⁶・422頁〕
・師丹輔^レ政建言、「古之聖王莫^レ不^レ設^二井田^一」、然後治^レ迺^レ可^レ平。

……（中略）。民始充^レ矣。未^レ有^二并兼之害^一、故不下^二為^二民田及奴婢^一為^レ上^レ限。今累世承^レ平、豪富吏^レ民^レ訾^レ數^二鉅萬^一、而貧弱^レ困^レ。……（後略）。」（『漢書』食貨志上／和刻本正史①・281頁）

一つ目に挙げたのは、『文選』「四愁詩四首」の序文。「豪右并兼の家」の意味するところは、続いて記した李善注を見れば明らかだが、大きな家が小さき民を、また富める者が貧しい民を労働に従事せしめ、本来的には彼らの取り分となるべき富をも収奪しながら、ますます自身の富を拡大している実態にほかならない。二つ目の『漢書』食貨志上の例も、民田・奴婢の制限が設けられていなかった理由が「未だ并兼の害有らずして」だという。つまり、民田や奴婢を無制限に使役できることと、「并兼の害」が発生することとは相即する問題なのだろう。これも、富裕・強大な者が弱く貧しい者を使ってその経済力を一層強める様を示す語が「并兼」であることを裏付ける例と言える。

かくして、姓名不詳ではあるが、出羽国の「豪吏」たちの輪郭をいくばくか浮かび上がらせることが出来ただろう。彼（ら）も先程の②良峯近と同様に、私利私欲を満たそうとして百姓から収奪・搾取することに飽かない、欲深い官吏なのだ。

ここで、かように強欲・貪欲な官吏を問題にする時、我々は以下

のとき人物を直ちに想起するのではなからうか。

・**守**ノ答フル様、「……（中略）。其ノ木ニ平茸ノ多ク生タリツレバ、難見棄クテ、先ツ手ノ及ビツル限リ取テ、旅籠ニ入レテ上ツル也。未ダ残ヤ有ツラム。云ハム方無ク多カリツル物カナ。極^いキ損ヲ取ツル物カナ。極^いキ損ヲ取ツル心地コソスレ」

ト云ヘバ、……（中略）。**守**、「僻事ナ不云ソ、汝等ヨ。室ノ山ニ入テ、手ヲ空クシテ返タラム心地ゾスル。『受領ハ倒ル所ニ土ヲ瓢メ』トコソ云ヘ」ト云ヘバ、……（後略）。

（『今昔物語集』本朝世俗「信濃守藤原陳忠、落人御坂語」／新大系⑤・272頁）

・**人の国にありし**ときは、ものも食はせず、衣も着ぬ人を使ひて、……（中略）。私物数多く貯ふ。大きな蔵は一國治むるほどに財を積み、……（中略）、絹ぐらにある徳町といふ市女の富めるあり、それを召し取りて、北の方にしたまふ。

（『うつほ物語』藤原の君卷／新編全集①・163～165頁）

右に掲げたのは、いずれもよく知られた記述だろう。谷底に転落するという生命の危機に瀕しながら「平茸」を取り残したことへの後悔を滔々と述べる藤原陳忠も、配偶者においてさえ「富める」女を選ぶという徹底した蓄財への執着を見せる三春高基も、拝金主義と言うよりほかない性格の存在であり、もはや滑稽ですらある。

半ば常識的なことで、今更改めて説明する必要も無からうが、かくのごとき国司は、一〇世紀前半に誕生した「受領」という新しい階層であった¹⁶。彼ら「受領」は経済力を有する存在として、官人

社会において羨望の対象となつてゆく。

・この国守の北の方も詣でたりけり。いかめしく勢ひたるをうらやみて、この三条が言ふやう、「大悲者には、他事も申さじ。あが姫君、**大弐**の北の方ならずは、**当国の受領**の北の方になしたてまつらむ。三条らも、随分にさかえて返申しは仕うまつらむ」と額に手を当てて念じ入りてをり。

（『源氏物語』玉鬘巻／新編全集③・111頁）

むまごの、をうなにてむまれたるをききて

・きさきがねもししからずはよきくにのわかき**受りやう**の妻がねならし
（『為頼集』一四〇／私家集全釈叢書・168頁）

举例した一つ目は、初瀬（長谷寺）詣での場面。侍女の三条は、「いかめしく勢ひたる」存在である「大弐」や「受領」の正妻となることが、玉鬘にとつての幸福だと信じ、それを仏に念じるのだ。二例目の『為頼集』四〇番歌も、「受領」が羨望の対象たる点において同断。『全釈』の指摘通り、孫娘の誕生に際し、当時の受領が富裕な存在であることを踏まえ、豊かな国の若い受領との結婚——「后がね」になるより現実的な、手の届く範囲の幸福である——を願う祖父為頼の姿が素直に表現された歌と見るべきだろう。

その一方で、心ならずもその羨望が満たされない場合は、

・除目に司得ぬ人の家。……（中略）。物聞きに夜より寒がりわななきをりける下衆男、いと物憂げに歩み来るを、見る者どもはえ問ひだにも問はず。外より来たる者などぞ、「殿は何にかならせたまひたる」など問ふに、いらへには、「何の前司にこそ

は」などぞ、かならずいらふる。まことにたのみける者は、いと嘆かしと思へり。

（『枕草子』「すさまじきもの」の段／新編全集・60～61頁）
と記されるごとく、その落胆も甚だしいものであった。右に掲げた段は、現在刊行されている高等学校「古典B」の多くの教科書にも採録されている¹⁸ほどよく知られた文章であり、もはや贅言の要はないと思う。平安中期の官人社会の側面を鋭く切り取った描写であろうが、当時の官人社会に蔓延していたかような思潮を「官職を収入源としかみない」ものと評価した阿部猛氏の指摘¹⁹は、尤もだと言わねばなるまい。

以上、特に文学の世界では富裕さ・貪欲さの象徴として描かれる「受領」について説明してきたが、縷々説明を重ねてきたところに一体何が指摘できるのか、もはや明白だろう。良峯近も「豪吏」も、私利私欲を満たさんぐために苛酷な徴税・収奪・搾取を行う強欲な地方官であり、さような「保則伝」の強欲な「悪吏」と「受領」との類似性こそが、稿者が指摘したい事柄なのだ。もちろん、『源氏物語』の明石入道（若紫巻）や『うつほ物語』の神奈備種松（吹上上巻）のごとく、豪邸を建てたなどという記述こそ見られない。だが、その強欲さという一点において、やはり両者は軌を一にするものと言ふべきだろう。

四 国司の属人性の問題

ここまで、『保則伝』に描かれる「悪吏」の記述を冗長なまでに読み込んできたが、ひとたび「良吏」保則から視点を転じてみれば、少しの罪をも許さぬ恐怖政治を施す者や、憚ることなく収奪に勤しむ貪欲・強欲な者など、「悪吏」としか言いようがない前任者たちの姿も同時に描かれている事実に気付かされるはずだ。ただし、前者と後者とは、役人としての類型という点において、次元が違うと言うべきだろう。というのも、高所大所から見れば同じ悪政ではあるものの、苛政・苛烈と貪欲・強欲とは、必ずしも一致するとは限らない、別の要素だからだ。前々節と前節において、「悪吏」たちを二つの類型に大別した上で検討を行ったのはそのためである。

ところで、強権的な場合にせよ、飽くなき収奪に及ぶ場合にせよ、さような「悪吏」の背景には、九世紀末頃に端を発した、国司をめぐる社会変動があると考えられる。以下、少し長くなるが森田悌氏の指摘を仰ごう。適宜私に傍線を付した。

多くの国司・受領らの思うところは、大過なく四年の秩を満たし、折角つかんだ機会を利用して私富蓄積にも努めたい、といったことだったろうが、人間類型において、九世紀国司と一〇世紀後半以降の受領との間には、微妙な相異があるように思われる。少なくとも、望ましい地方官像において相異していた。……(中略)。ところで、官人が儒教の徳目をつけそれによりつつ政治を行なえる社会とは、被支配者の方も官人の徳を認

めそれに従順であるような状態である。有徳者が愚民を教化することを建前とする律令社会は、それにふさわしいのだが、儒教徳目の修得が推奨され、少数とはいえ有徳官人が出ていた九世紀は、問題を妊んでいるとはいえ、なお、律令社会として健全であった、ということになる。……(中略)。かくして、一〇世紀中期以降になると、九世紀良吏とは異なった地方官像が求められ、また出現してくる。それが受領である。……(中略)。私は、その来由をかつての律令政治は公民を支配の対象とし、籍帳で戸口を把握し班田を行なうといったような直接的支配を行なったのに対し、受領らの部内支配は公領を請作する田堵ら把握し課税していく方式で、律令方式と比べるならば、間接的支配になっていることに求められると考えている。……(中略)。前者のようなあり方の場合、国司の個性が重要な意味をもち、おのずと徳性も問題になり得たが、後者では被支配民との間で個性や徳性の入りこむ余地は小さかったであろう。村井康彦氏(『平安貴族の世界』)は、九世紀まで地方官の勤務評定を考課と称したが、一〇世紀に入ると功過と呼ぶようになって指摘した。受領らを、良吏・悪吏というような道徳性にこだわらず評価するようになっていくことと関連しよう。……(中略)。中央へは規定ないし臨時に求められる貢納を果たし、部内に対しては請作者を募り名支配を行ない、多くの帳外剩物を持ち、私富をもたくわえる、ということが受領のあり方の概略となる²⁰⁾。

氏の指摘の要点はこうだ。地方政治に際し、九世紀までは、(大学教育で身に付けた) 儒教的道徳思想に裏打ちされた徳化を施す国司が属人的に求められていた。それに対し、一〇世紀以降になると個人の学問的素養や道徳性などではなく、現実の生産・租税収納能力の如何が問題とされ、中央政府への遅滞なき貢納を遂行できる存在が国司の範型(=「受領」となっていた、というわけである。また、阿部猛氏にも、「良吏の個人的才幹によって実効を挙げえた時代は、まさに九世紀だったのである」という類似の指摘^②がある。

国司の属人性が問われなくなっていた、すなわち国司の属人的な良し悪しが問題解決にあたって重要なファクターでなくなりつつあった、という一〇世紀前後の変動を踏まえて、『保則伝』の「悪吏」についても説明出来るところがある。

前にその類型を大別したが、先に二つ目の類型の方から言うと、強欲・貪欲にして収奪者的な「悪吏」に関しては、まさに森田氏が指摘するような国司の「受領」化という文脈において理解してよいだろう。

続いて、もう一つの類型について。刑罰や有形力の行使も辞さない強権的支配であるが、徳治によって支配することも出来ず、かといって法治によって支配することも出来ずに、部内の治安は乱れる一方であった。律令体制下において期待される地方行政としては失格だが、国司の苛政を以てしても国内の問題を解決することが出来ないというのは、まさしく解体律令国家が抱えていた問題にほかならないだろう。ひとえに国司の個人的な素養や道徳性の如何に

よってかかる状況を改善し得たとは思われない。

こうしてみれば、いずれの類型にしても描き出されているのは、国司の属人性が問われなくなっていた一〇世紀前後の現実だと言えよう。そして、かような国司の属人性こそが、古代的(あるいは律令的)な地方支配の要であったはずだ。

五 「悪吏」たちの意義

ここまで、『保則伝』に描かれる「悪吏」について愚考を巡らせてみた。本稿で取り上げた「悪吏」たちは、古代的な地方支配の要であった国司の属人性が無効化されていく時代を象徴する存在として描き出されている。そして、さる一点にこそ、彼ら「悪吏」たちの意義が求め得るのではなからうか。

作者清行は、漢籍の表現に範を取りつつも単なる断章取義に留まることなく、当時の我が国が直面していた「古代的な地方支配の不可可能性」という問題の一端を『保則伝』のテキスト上に具現せしめたのだ、と言うことも決して不可能ではないはずだ。

さらに言うと、いささか大袈裟に過ぎるかもしれないが、そうした地方支配の不可可能性は「律令的世界の終焉」という、より大きな文脈の中で理解されるべき事態ではなからうか。『保則伝』が撰述された延喜七(九〇七)年、唐の滅亡という出来事が起こるが、それが全くの偶然の一致であるとは思われないのである。

(かわの ともや・人文学専攻)

注

① 『保則伝』本文の引用は原則として『続群書類従』（群）に拠ったが、前田育徳会尊経閣文庫蔵『諸寺縁起集』（尊）、京都大学附属図書館蔵『藤保則伝残編』（京）も参照して、必要に応じ本文を改訂し、改訂箇所は傍点を付した。その他の文献は各々所掲の書物に基づいたが、私意により返り点や句読点を補うなど、適当と思われる形で引用した。また、漢字は原則として通行の字体に改めた。

② 今井源衛『漢文伝の世界』（今井源衛著作集 第八巻 漢詩文と平安朝文学』笠間書院、平一七。初出昭三四）、川口久雄『平安朝日本漢文学史の研究 上』（明治書院、初版上巻昭三四↓三訂版上巻五〇。参照には三訂版を利用）、大曾根章介『漢文学における伝記と巷説——紀長谷雄と三善清行——』（『日本漢文学論集 第二巻』汲古書院、平一〇。初出昭四四）、所功『藤原保則伝』の基礎的考察（芸林会編『芸林』21の3、昭四五・六）、所功『人物叢書 三善清行』（吉川弘文館、昭四五）、矢作武『三善清行の方法——藤原保則伝考——』（早稲田大学国文学会編『国文学研究』50、昭四八・六）、大曾根章介『上代から中古へ——漢文伝記の世界——』（『日本漢文学論集 第二巻』初出昭五四）など。

③ 前掲注（2）今井論文。

④ 袴田光康『国司と文学——（良吏の時代）とその挫折（日向一雅編『平安文学と隣接諸学 4 王朝文学と官職・位階』竹林舎、平二〇）

⑤ 阿部猛『平安前期政治史の研究 新訂版』第三章第三節『良吏の典型——藤原保則小伝——』（高科書店、平二。なお、旧版は昭四九刊）

⑥ 何俊『漢代の循吏と酷吏の性質についての考察』（九州大学中国哲学研究会編『中国哲学論集』41、平二七・一二）が、研究史の整理を行った上で、標記の問題について再考察を試みている。

⑦ 群は「葉」に作るが、尊・京に従って改訂する。

⑧ 山岸徳平・竹内理三・家永三郎・大曾根章介校注『日本思想大系 8 古代政治社会思想』（岩波書店、昭五四↓新装版平六）所収『藤原保則伝』（大曾根章介氏担当。以下『思想大系』）

⑨ 前掲注（4）袴田論文。

⑩ 石母田正『日本の古代国家』第4章『古代国家と生産関係』第一節4『班田制の成立』（日本歴史叢書版昭四六）↓石母田正著作集 第三巻『岩波書店、平元』↓モダンクラシックス版平一三↓岩波文庫版平二九。引用には岩波文庫版を利用）

⑪ 群は「無」に作るが、文意不明。尊・京に従って改訂する。

⑫ 高橋富雄『藤原保則伝における元慶の乱』（今村教授退官記念会編『秋田地方史の研究』金沢文庫、昭四八）

⑬ 台北・藝文印書館による影印本。全八冊より成り、八冊目『論語 孝経 爾雅 孟子』の奥付に「中華民國七十八年一月十一版」と記載。

⑭ 以下、「并兼」の語については、過去に拙稿『藤原保則伝』試論——〈批判精神〉の獲得とその文学史的意義——（『國學院雑誌』121の3、令二・三）においてもその解釈に触れたところがあり、併読していたければ幸いである。

⑮ 台北・藝文印書館による李善注胡克本の影印『文選 附考異』。奥付に「中華民國五十六年十月五版」と記載。

⑯ 「受領」やその周辺事項について、本稿で注として記した論文・著書以外に、佐藤宗諱『平安前期政治史序説』（東京大学出版会、昭五二）や佐々木恵介『日本史リブレット12 受領と地方社会』（山川出版社、平一六）、川尻秋生『シリーズ日本古代史⑤ 平安京遷都』（岩波新書、平二三）などを参考にし、その意見に従ったところが大きい。

⑰ 筑紫平安文学会『私家集全釈叢書14 為頼集全釈』（風間書房、平一六）稿者の管見に入った限りだが、教育出版『精選 古典B』、桐原書店『新探求古典B』、数研出版『改訂版 古典B』、大修館書店『古典B 改訂版』、筑摩書房『古典B 改訂版』、東京書籍『精選 古典B』、文英

堂『古典B』は、採録を確認した。検定は、文英堂を除いていずれも平二九・二、文英堂のみ平三〇・二である。また、桐原書店、数研出版、大修館書店、東京書籍の教科書に関しては、「漢文編」と分冊になっている「古文編」を参照した。

^① 阿部猛『平安貴族社会』「八 十世紀の地方政治——いわゆる国司の非政——」（同成社、平二一。初出昭四六）

^② 森田悌『受領』（教育社歴史新書〈日本史〉10、昭五三）

^③ 前掲注（5）阿部著書、第三章第四節「三善清行と藤原敦光」（初出昭四三）

【付記】

本稿における『藤原保則伝』の本文校訂にあたっては、京都大学附属図書館ならびに前田育徳会尊経閣文庫のご厚意により、資料の閲覧、複写、翻刻利用の許可をいただきました。貴重な資料を利用させてくださいましたことに、記して深く感謝申し上げます。